

給与支払報告・特別徴収にかかる 給与所得者異動届出書の記入の仕方

① 給与支払者について

給与支払者の所在地・名称・代表者・法人番号を記入してください。
個人事業の場合、名称の欄に屋号（あれば）、代表者の欄には事業主の氏名、法人番号の欄には事業主の個人番号を記入してください。

③ 担当について

住民税の特別徴収を担当している部署、担当者の氏名・電話番号を記入してください。
特別徴収にかかる事務を受託している事務所等から提出する場合は、受託している事務所等の情報を記入してください。

② 指定番号について

浦安市での特別徴収を実施している（または過去に実施したことがある）場合、特別徴収の通知に記載された指定番号（5から始まる8桁の番号）を記入してください。
不明な場合は、無記入のまま、提出してください。

⑤ 特別徴収にかかる異動について

浦安市から特別徴収の通知が届いている給与所得者に異動があった場合に記入してください。

異動する年度

特別徴収の通知に記載された、特別徴収対象になっている年度を記入してください。

特別徴収税額（年税額）

特別徴収の通知に記載された、異動があった給与所得者の特別徴収税額（年税額）を記入してください。

徴収済の月・未徴収の月

異動する年度（6月～5月）のうち、特別徴収を実施した月を徴収済の月、特別徴収を実施できなかった月を、未徴収の月に記入してください。

徴収済の税額・未徴収の税額

徴収済の月・未徴収の月に対応する、給与所得者の税額を記入してください（一括徴収する場合は、一括徴収した税額を「未徴収の税額」に記入してください）。

未徴収の税額の徴収方法（A～C）

未徴収の税額について、A～Cの徴収方法のうち、いずれかに○を記入してください。

A（一括徴収）を選択した場合、納入する月・納入期限についてご記入ください。

C（特別徴収継続）は、この書類を新しい給与支払者に直接渡す場合のみ選択できます。直接渡せない場合は、B（普通徴収）を選択してください。

給与所得者本人には、この書類を渡さないでください。

給与支払報告書を提出後、税額の決定通知書を受領する前に、退職等により特別徴収ができなくなった場合は、給与支払報告書にかかる異動届としてご提出ください。
なお、金額の記入は不要ですが、異動する年度のみ記入してください。

※前年度、浦安市以外の自治体で課税されていた場合は、当該自治体への提出に加え、浦安市への提出も必要になります。

④ 給与所得者について

氏名・フリガナ・生年月日・個人番号

異動対象となる給与所得者の氏名・生年月日・個人番号を記入してください。
氏名に変更（改姓等）があった場合、特別徴収の通知に記載された氏名を記入してください。
給与所得者の個人番号を把握していない場合、個人番号の欄は記入せずに空欄のまま提出してください。

受給者番号（任意）

会社で付番している給与所得者の管理番号があれば、記入してください。任意の記入項目です。

1月1日現在の住所・現住所

1月1日現在の住所には、特別徴収の通知に記載された住所を記入してください。現住所には、会社が把握している最新の住所を記入してください。

異動事由・異動年月日

今回の異動が発生した事由をいずれかを選び、○を記入してください。異動年月日には、その事由が発生した日付を記入してください（退職日、休職日等）。

退職年分の給与支払額・控除社会保険料額

1月1日から給与支払いがなくなるまでの、給与支払額（源泉徴収票の「支払金額」）、控除社会保険料額（源泉徴収票の「社会保険料等の金額」）を記入してください。正確に記入できない場合は、記入せずに空欄のまま提出してください。

年度 給与支払報告 年度 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

市処理番号	現年度	所在地	確認
CD:			
特別徴収義務者指定番号	5	2	
担当部署・氏名		3	
電話番号			

フリガナ	氏名	受給者番号（任意）
生年月日	年 月 日	
個人番号		
1月1日現在の住所		
現住所	〇月〇日	
異動事由	異動年月日	
退職年分の給与支払額	退職年分の控除社会保険料額	

年度	徴収済の月	未徴収の月
月分	月分	月分
特別徴収税額（年税額）	徴収済の税額	未徴収の税額
円	円	円

一括徴収	普通徴収	特別徴収継続
納期	納期	納期

フリガナ	氏名	住所
代表者の職氏名		
法人番号		
受給者番号		
担当部署・氏名		
電話番号		

⑥ 新しい給与支払者について

C（特別徴収継続）の場合に、新しい給与支払者（特別徴収義務者）の事業所情報を記入していただく欄です。記入にあたっては、以下のことに注意してください。

指定番号

浦安市で初めて特別徴収を実施する場合、新規に○をつけて、空欄のまま提出してください。

特別徴収の月割額・開始月

月割額は、わかる場合のみ記入してください。
開始月は、新しい給与支払者様が特別徴収事務を実施するにあたり、支障のない月を記入してください。

書類送付先

特別徴収にかかる書類の送付先について、所在地とは別の住所を希望する場合に記入してください。